

3月 議会定例会できめられたこと

3月12日からひらかれた昭和37年度最後の議会は、当初の会期を3日延長して28日までの17日間、56の議案、8件の陳情を審議、採択して終了しました。開会日に議員から提出された「公明選挙都市宣言」が決議されたほか、この議会できめられたことの主なものは次のとおりです。

◇ 災害対策についての防災会議が設けられました。

市の地域に発生する災害を、どのようにして防ぐかを計画立案し、関係機関と連絡をとってこれら災害の予防や応急対策、復旧事業についての基本的なことがらをさだめる機関で、構成メンバーは

- 会長・市長
- 委員・消防長、消防団長、消防署長、警察署長、教育長、地方行政公共機関の長など

◇ 災害対策本部が設けられました。

防災会議と緊密な連絡をとり、防災計画にさだめられた災害の予防や応急対策を実施する機関として災害対策本部が設けられました。

◇ 災害のとき応急措置の仕事に従事してけがなどをしたときは、損害補償をいたします。

市の区域内に災害が発生し、または発生する危険がある場合で、市長または警察官が応急措置を緊急におこなう必要がある場合に、その現場にいる人に従事命令を出して応急の仕事を手伝ってもらい、そのために死亡したり負傷、病気をしたときは、その方や遺族に対して損害補償をすることになりました。

損害補償の種類

- 療養補償・けが、病気のと
- 休業補償・けが、病気療養のため仕事ができないとき
- 障害補償・けが、病気のため身体障害になったとき
- 遺族補償・死亡したとき
- 葬祭補償・死亡して葬祭をおこなうとき

◇ 消防吏員や消防団員に賞じゆつ金を授与することになりました。

消防吏員や消防団員が自分の災厄をかえりみずに業務を遂行したことにより、災害をうけ、そのため不具廃疾となったり死亡した場合、その功労にむくい、職員や家族の事後の生活の安定をはかり、また安心して職務に従事できるようにするための制度です。

賞じゆつ金の種類と金額

- じゆん職者賞じゆつ金
功績の程度により
50万～100万円
- 不具廃疾賞じゆつ金
不具廃疾の程度により
20万～100万円

◇ 罹災救助金を増額しました。

災害救助法の適用を受けない災害をこうむった世帯に対して支給する救助金の給付額を引き上げました

◎住家の全焼、全壊、流失により被害を受けた世帯

- 夏期(4月～9月)
1人世帯 3,000円以内
1人増すごとに 500円〃

- 冬期(10月～3月)
1人世帯 4,000円以内
1人増すごとに 500〃

◎住家の半焼、半壊または床上浸水により被害を受けた世帯

- 夏期
1人世帯 1,500円以内
1人増すごとに 250円〃

- 冬期
1人世帯 2,000円以内
1人増すごとに 350円〃

◇ 雪沢に簡易郵便局ができました。

長木の雪沢地区住民から、簡易郵便局設置の要望がありましたので、大館郵便局を通じて郵政省に具申したところ、このほど設置が認められたので3月30日から店びらきをしました。

○名称 雪沢簡易郵便局

○場所 小坂鉄道茂内駅のむかい

○取扱うもの

郵便、郵便貯金、郵便為替、郵便振替貯金、簡易生命保険郵便年金

○取扱時間

午前9時から午後3時まで
土曜日は12時まで
日曜日、祝祭日は休み

◇ 市民税が安くなりました。

地方税法の改正にともない市民税の所得割の税率を引き下げました。

これによると

年間の所得金額

20万円の場合	は……	100円減税
30万円	〃	440円 〃
40万円	〃	880円 〃
50万円	〃	1,400円 〃

◇ 市民住宅へ炭鉱離職者を優先的に入居させるようにしました。

いままで優先的に入居できた引揚者やか婦のほか、不況にあえぐ炭鉱業界のおおりをうけ離職された人も優先的に入居できるようにしました。

◇ し尿処理場の敷地を買受けることができました。

釈迦内地区沼館に今年度建設予定のし尿処理場について、敷地予定地の土地所有者との話し合いがまとまり買受けることにきまりました。

◇ 固定資産評価審査委員を選任しました。

固定資産評価審査委員会は、固定資産の評価について、課税台帳に登録された事項に関する納税者の不服を審査決定するために設けられているもので委員の定数は3名です。そのうち、任期満了になった野口民治郎氏(大館)の再選任と、さきに退職した越前谷儀一氏(釈迦内)の後任に奈良忠吉氏(大滝)を選任することについて議会の同意を得ました。市の固定資産評価審査委員は、野口、奈良両氏のほか渡部賢司氏(大館)です。

◇ 市民体育館条例ができました。

国民年金の還元融資を受けて、昨年5月から桂城公園に建築中の体育館が一部の付帯工事を残してこのほどできあがりました。完成には、まだ相当間がありますが、7月頃からは使用できる予定です。使用料は別表(3頁へ掲載)のとおりですが使用については、次のような条件があります。

○使用の許可

体育館を使用するときは、使用の日の7日前までに管理者の許可を受けなければなりません。

○使用許可の制限

次のようなときは、体育館を使用できません。

- 1, 公共の利益を害するおそれがあると認めるとき
- 2, 建物や附属設備をこわしたりよごすおそれがあると認めるとき

○行為の禁止

使用者や入場者は、体育館において、特別の許可を受けない限り次のような行為をすることは禁止されております。

- 1, 定員をこえる入場
- 2, 火気の使用
- 3, 飲食物やその他の物品を販売したり陳列すること
- 4, 広告などを掲示したりビラをまくこと
- 5, 建物や設備をこわしたり、よごすおそれのある行為
- 6, 危険物など他人の迷惑になるような物品を持込んだり、動物を連れ込むこと

◇ 国家公務員の給与が改正になったので、市職員の給与も改正されました。

◇ 昭和36年度の決算(4頁へ掲載)が承認され、昭和38年度の予算(暫定)がきまりました。